

5 表示及び取扱説明書

つえの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
1 表示	<p>1 製品には、容易に消えない方法で、次の事項を表示すること。ただし、(3)、(4)にあつては、下げ札等によって購入時に確実にわかるものであること。</p> <p>(1) 申請者（製造業者、輸入業者等）の名称又はその略号</p> <p>(2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号</p> <p>(3) つえの全長 ただし、調節式つえにあつては、最長及び最短長さ。</p> <p>(4) 販売時、購入時及び使用時における情報</p>	<p>1 必要事項の有無は目視により確認し、表示の消えにくさは触感等により確認すること。</p> <p>なお、(4)の販売時、購入時及び使用時における情報は、下記の旨の情報提供が付記されていること。「棒状つえは、つえ無しで自立歩行できる人がより安定して歩行できるよう補助的に使用するものです。次のような場合の使用には適しません。（体重をかけすぎたりすると、かえって肩や手を痛めることもあるからです。）また、購入時はそうではなくても、次のような状態になった場合の使用も停止すべきです。</p> <p>①つえなしでは歩行できない者の使用 （手すりに伝わらなければ歩行できない者や、介助者に手伝ってもらわなければ歩行できない者の使用が含まれます。）</p> <p>②リハビリ中などのように、体重の一部を支えないと歩行できない者。ただし、医師などの指導のもとでの使用は含みません。</p>
2 取扱説明書	<p>2 製品には、次に示す主旨の事項を明示した取扱説明書を添付すること。</p> <p>ただし、その製品に該当しない事項は省略してよい。</p> <p>なお、一般消費者が容易に理解できるよう大きな文字で明示し、(3)は図を併記すること。また、(1)は取扱説明書の表紙等 の見やすい箇所に示し、(5)については、安全警告標識（▲）等を併記するなどしてより認知しやすいものであること。</p>	<p>2 専門用語、略字、あて字等が使用されず、一般消費者が容易に理解できるものであることを確認すること。</p> <p>(1)については、枠で囲んだり、他の文字より大きな文字や異なった目立つ色彩を用いたりする等で、より認知しやすいものであることを確認すること。</p> <p>(5)については、安全警告標識を併記し、文字の大きさ（縦寸法）は 2.8mm以上であることをスケール等により測定して確認すること。</p>

項目	基準	基準確認方法
	<p>(1) 取扱説明書を必ず読み、読んだ後保管すること。</p> <p>(2) つえの諸元 全長、質量、材質等</p> <p>(3) つえ長さについて つえの先を足先の前外方20cmにおき、肘は30°～40°屈曲した位置に るようにつえをつく状態が、つえ長さの目安である旨。(下図参照)</p>  <p>参考図 つえの長さ</p> <p>(4) 調節方法 ただし、1本つえは除く。</p>	

項目	基準	基準確認方法
	<p>(5) 使用上の注意</p> <p>a) 身体に合ったつえを選ぶこと。(上述 1 表示の基準確認方法に示される身体状態、長さ、握りやすさ、重さなどによる旨)</p> <p>b) 使用前に各部を点検した後、使用すること。</p> <p>c) つえ先ゴムが摩耗してきたり、劣化して外れやすくなったりした場合は、早めに取り替えること。</p> <p>d) 使用中も含め、支柱の継ぎ目や長さ調節部が確実に固定されたことを確認して使用すること。 ただし、1 本つえは除く。</p> <p>e) 折り畳み式つえにあっては、ゴムロープにゆるみ、損傷等の異状があるときは製造メーカー等に相談すること。</p> <p>f) 濡れた又は凍った路面は滑りやすいため注意すること。</p> <p>g) 道路の側溝の溝や凹みがある箇所では、つえ先がはまり込む場合があるため、十分注意すること。</p> <p><u>h) 握りに過大な力をかけるような使い方をしない旨。</u> <u>(自立構造のつえに限る)</u></p> <p>(6) 用途以外 (例えば、登山用、トレッキングポール、護身用など) には使用しないこと。</p>	

項目	基準	基準確認方法
	<p>(7) 使用後及び保管方法</p> <p>a) 折り畳み式つえにあつては、高温の場所（例えば、ストーブの前、夏場の自動車内の放置など）はゴムロープが劣化しやすくなるため、避けること。</p> <p>また、低温の場所（例えば、寒冷地など）では折り畳んだ状態から、すぐにゴムロープの弾性が回復しないことがあるので、注意すること。</p> <p>b) その他の使用後及び保管方法についての注意。</p> <p>(8) SGマーク制度は、つえの欠陥によって発生した人身事故に対する賠償制度である旨。</p> <p>(9) 製造事業者、輸入事業者又は販売事業者の名称、住所及び電話番号</p>	